

## 京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務委託募集要項

京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

### 1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務委託  
(以下、「本委託業務」という。)

(2) 委託業務の趣旨

京都伝統産業ふれあい館（以下、「ふれあい館」という。）を伝統産業製品の購入に意欲的な層をはじめとした国内外の観光客、また市民等が訪れ、業界の振興に繋がるより魅力的な施設にするため、展示内容の抜本的な見直しを図る。

本委託業務は、ふれあい館の展示改修に係る基本設計及び実施設計、ふれあい館の内装等改修工事の基本計画並びにふれあい館の施設管理運営計画を行うものである。

(3) 委託業務の内容

別添委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約の日の翌日から平成30年3月30日まで

ただし、京都市会において設計予算の繰越が承認された場合、履行期間について平成30年12月下旬を目途に別途協議するものとする。

(5) 委託金額の上限

11,930千円（ただし、消費税及び地方消費を含む。）

### 2 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であり、直接かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が2名以上在籍している建築士事務所であること。

(2) 京都市契約事務規則（以下、「規則」という。）第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計であるもの）に登載されている者（以下、「登録業者」という。）であること。

(3) 関西圏内（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県）に本店又は支店を有する者であること。

(4) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。

- (5) 自社の社員で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後5年以上の展示企画・設計の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること。また、管理技術者は、建築士事務所の管理建築士ではないこと。
- (6) 自社の社員で、次の各号に掲げる業務担当者をそれぞれ配置し得ること。
- ア 展示企画・設計担当者  
次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者。
- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- (イ) 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- (ウ) 大学（建築に関する専門課程）卒業後9年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- (エ) 学芸員資格取得後10年以上の展示企画・設計の実務経験を有する者。
- イ 施設管理運営計画担当者  
博物館等文化施設における施設管理運営計画の実務経験を有する者。
- ウ 改修工事基本計画担当者  
次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する者。
- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計（内装等改修工事設計を含む。）の実務経験を有する者。
- (イ) 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計（内装等改修工事の設計を含む。）の実務経験を有する者。
- (7) 過去10年間に、人文系分野の博物館※1の常設展示（設計対象床面積が1,000㎡以上）の新設又は改修の展示基本設計又は展示実施設計の業務実績※2があること。
- ※1 博物館とは、博物館法第10条の登録を受けた博物館、又は同法第29条の指定を受けた博物館とする。
- ※2 業務実績とは、国又は地方公共団体から直接受注し、履行した実績とする。また、共同企業体での実績については、代表企業における実績のみを対象とする。
- (8) 過去10年間に、博物館等文化施設における指定管理者又はPFI事業者として施設管理運営に参画した実績があること。

### 3 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出してください。ただし、共同事業体としての参加は認めません。

ア 参加表明書等 1部

次の様式について記載してください。

(ア) 参加表明書（様式1）

- (イ) 企業概要調書（様式2）
- (ウ) 配置予定技術者調書（様式3）
- (エ) 類似業務実績調書（様式4）

イ 企画提案書等 7部

次の様式について記載してください。

- (ア) 企画提案書（様式5）
- (イ) 本委託業務の実施体制（様式6）
- (ウ) 本委託業務の実施方針と進め方（様式7）
- (エ) 特定テーマに対する提案（様式8）
- (オ) 受託見積金額（様式9）

(2) 提出期限

ア 参加表明書等（様式1から様式4）

平成30年2月9日（金）午後5時必着

イ 企画提案書等（様式5から様式9）

平成30年2月9日（金）午後5時必着

(3) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。

なお、郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認してください。

(4) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、平成30年1月30日（火）午後5時までに（必着）、書面（様式自由）で、担当部局宛てにFAX又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。

なお、FAXによる場合は、受信を必ず電話で確認してください。

イ 質疑に対する回答

すべての質疑及び回答については、平成30年2月5日（月）までに京都市産業観光局商工部伝統産業課のホームページに掲載します。

なお、回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(5) 担当部局

京都市産業観光局商工部伝統産業課（担当：恵良，大野）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話075-222-3337 FAX075-222-3331

## 4 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

「京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づく受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）が、同要綱及び「京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務委託募集要項」（以下、「募集要項」という。）に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定します。

まず、委員会は、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格の確認を行い、参加有資格者から提出された提出書類に基づき、別表に掲げる評価項目について書類及びヒアリングにより内容を審査し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。

ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者について、本業務を適切に履行する能力を有すると認められないと判断し、受託候補者として選定しません。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。

書類審査では、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）が提出する提案書の様式1から様式7まで、また様式9について書類審査を行い、ヒアリング審査では、参加有資格者が提出する提案書の様式8について、対象者によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。

### (2) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
実施体制	管理技術者の能力	保有資格，実績等	20点
	業務担当者の能力	保有資格，実績等	
	配置人員数	業務遂行に十分な人員が確保されているか	
業務実績	類似業務の実績	類似業務の実績の有無，内容	10点
業務提案	業務の理解度	業務の趣旨を十分に理解しているか	60点
	提案の的確性	業務の目的を達成するために必要な検討プロセスについての的確な提案がされているか	
	提案の実現性	提案内容に説得力があるか	
	提案の独創性	業務の質の向上に資する独自の提案がされているか。また，その内容は妥当なものか	
見積金額		受託見積金額に応じて配点を行う	5点

その他	本店又は支店の所在地	関西圏内に本店又は支店を有しているか	5点
	履行保証力	自己資本比率	
	瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況	

### (3) ヒアリング審査について

すべての応募者を対象に、提案の内容確認や補足説明を受けることを目的として、ヒアリング審査を実施します。

ヒアリング審査は、平成30年2月19日（月）の実施を予定しています。なお、ヒアリング審査の実施の順番（事務局にて厳正に抽選のうえ決定する。）を含めた日時や場所の詳細については、提案書提出期限後速やかに、すべての応募者に通知します。

なお、ヒアリング審査の当日は、原則として、参加表明書の様式3に記載の管理技術者及び展示企画・設計担当者の2名が出席するものとします。

### (4) 選定結果の通知

選定結果については、審査後すみやかに、すべての応募者に対し、書面により通知します。

## 5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する委託仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限り）と契約を締結することとします。

## 6 施設見学

施設見学を希望する者は、公募を開始した日から平成30年1月31日（水）午後5時までに、企業名、代表者名、担当者名、電話番号、FAX番号、見学を希望する旨及び参加予定人数を記載した書面（様式自由）を3(5)までFAXで送信すること。

ただし、FAXを送信した際は、必ず着信の確認を行うこと。見学日程の詳細は、FAXによる申し込み受理後に通知する。

## 7 スケジュール

提案募集に関する質疑締切	平成30年1月30日（火）午後5時
ふれあい館見学希望締切	平成30年1月31日（水）午後5時
質疑に対する回答	平成30年2月5日（月）
参加申込書等の提出期限	平成30年2月9日（金）午後5時
提案書の提出期限	平成30年2月9日（金）午後5時
書類及びヒアリング審査	平成30年2月19日（月）【予定】

## 8 注意事項等

### (1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項2に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

### (2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。

オ 提出書類については、応募者に無断で、本委託業務の受託候補者の選定以外の目的で使用しません。

カ 次のいずれかに該当する場合は無効とします。

(ア) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

### (3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### (4) 選定結果の公表について

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表します。

### (5) その他

本委託業務の成果物に基づく展示製作及び施工業務は、別途入札を予定しています。本委託業務の受託候補者が当該競争入札に参加することは妨げないが、本委託業務においては、設計者以外では、展示製作及び施工業務を行うことができないような設計をしてはならないものとします。